

○新発田市スポーツ推進委員に関する規則

平成27年3月31日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (6) 住民のスポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、78人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項に規定する期間中においても委嘱を解くことができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例並びに市長の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職務の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に新発田市スポーツ推進委員に関する規則（新発田市教育委員会規則第9号。以下「教育委員会規則」という。）の規定により委嘱されたスポーツ推進委員である者は、施行日に、この規則の規定によりスポーツ推進委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、そのスポーツ推進委員とみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育委員会規則第4条第1項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員としての任期の残任期間と同一とする。